

日本司法支援センターの現状と課題

総合法律支援法の目指すもの

2004（平成16）年6月2日公布された「総合法律支援法」に基づき、2006（平成18）年4月設立（同年10月業務開始）予定の「日本司法支援センター」（支援センター）の準備作業が全国各地で進められている。

総合法律支援のスキームは、民事・刑事を問わず、あまねく全国で、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供することで、縁遠いとされた司法を身近で利用しやすく、かつ頼もしいものとすることを目指している。総合法律支援制度は、今後の司法制度改革においては、裁判員制度、法科大学院の創設とともに最も大きな成果であり、市民生活に直接利害と影響をもつ改革だけに、その内容が真に市民の司法アクセスの拡充に資するものとして制度設計されなければならない。

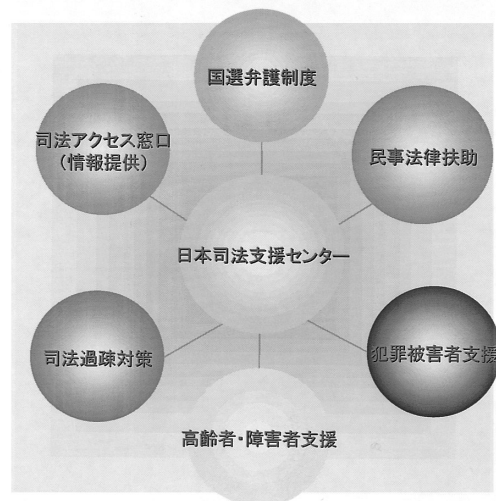
支援センターの業務

総合法律支援法は、支援センターの業務として民事・刑事含む各種業務を行なうことを予定している（右上図参照）。

この中で、民事法律扶助以外は新たな業務として発足する（ただし、国選弁護のうち、被告人国選は弁護人の選任・解任権は従前通りだが、運営主体が支援センターに移行する）。

- 被疑者への公的弁護は、業務開始時から段階的に実施され、2009（平成21）年には必要的弁護事件にその範囲が拡大され、国際的にも立ち遅れていた適正な刑事司法の実現に大きく貢献することになる。
- 犯罪被害者支援が対象にとり入れられた。現在は弁護士紹介にとどまっているものの、新たに成立した犯罪被害者等基本法による具体的施策が決まれば、支援センターの業務に組み入れられる予定となっている。

日本司法支援センターの業務



資料提供：日弁連日本司法支援センター推進本部事務局

- 司法過疎対策に国費が投入されることは、日弁連、弁護士会のひまわり基金事業の延長として画期的であり、具体的にいつ、どこに事務所を設置するかは日弁連等との協議が予定される。
- 司法アクセス窓口（情報提供、アクセスポイントともいう）は、市民に身近で使いやすい司法を実現する最も有効な手段となる。全国を網羅するデータベースの構築とインターネットサイトの開設、相談窓口員の配置、さらにコールセンター構想などが検討されており、目に見える形で市民にアピールしてゆく必要がある。
- 高齢者・障害者支援は、情報提供などにあたり特別の配慮（例えば出張サービスなど）を要することと高齢者・障害者の援助団体との連携確保を規定するのみで、具体的施策は今後の課題となっている。

支援センターの組織と特色

1. 支援センターは、いわゆる独立行政法人の枠組みを

採用している。その理由としては、概ね次の3点が挙げられる。

- 現行の民事法律扶助法は、指定法人の法律扶助協会に対し国の予算の範囲内で事業費の一部しか補助せず、不足の事業費を民間資金に依存し、人件費・家賃など管理運営費については国費支出はなく、弁護士会等の寄附によって賄っていたが、支援センターは事業費、管理運営費についても支出される（指定法人方式の限界を克服するものとして）。
- 支援センターは、公的刑事弁護の運営を担うが、その運営主体は、公正中立、透明性、説明責任が求められる、また弁護活動の自主性・独立性の確保が極めて重要であるところ、独立行政法人の枠組みはこれらの要請を十分満たすことが可能である。
- 政府の方針として、行政改革大綱等により、特殊法人、認可法人及びいわゆる補助金依存型公益法人などについては必要性を精査し、整理・統合したうえで国自ら、または独立行政法人に行なわせることを予定しており、かかる状況下で、運営主体としては独立行政法人以外想定し得ない。

2. 支援センターにおいては、取り扱う業務が司法に密接に関わることなどを踏まえた様々な工夫が組織形態に反映されている。いくつかその特色を挙げる。

- 役員、職員は全て非公務員であり、裁判官・検察官または任命前2年間これらであった者も就任できないなど、天下り禁止を含め、かなり徹底した民間主導型組織となっている。
- 業務が司法分野に関わることから、運営主体の設立・運営に最高裁判所が関与する（評価委員の推薦、設立委員の任命、法務大臣による理事長等の任命・業務方法書の認可・中期目標策定などについて最高裁からの意見聴取）。なお、支援センターは、業務運営にあたり、日弁連等の意見の開陳その他の協力を求めることができる（法32条6項）。最高裁と同様の法務大臣権限に関する日弁連の関与については、日弁連の意見を求めるなどの協力を得ることが重要との法務大臣答弁（法案審議における衆・参法務委員会）がある。
- 審査委員会が設置され、契約弁護士等の法律事務の

取り扱い（この規程作成そのものも、審査委員会の権限）について苦情があった場合について、第三者委員による委員会の判断を尊重することとした。弁護活動の独立性を担保する趣旨である。

- 契約弁護士等は、独立して職務を行ない、支援センターの指揮命令を受けない（法33条1項）。

準備はどこまで進んでいるか

1. 現在、準備作業は、三者協議（法務省準備室、日弁連、扶助協会。なお、最高裁はオブザーバー）を始めとする民事・刑事・アクセスポイントなど様々なラインでの全体的制度設計と各地の実情を踏まえた50の「地方準備会」（委員は、弁護士会、扶助協会、検察庁、法務局、司法書士会、県などの代表、委員長は全員弁護士委員が就任、支援センター設立後は、各地方事務所長に就任を予定する）の両立てで対応している。

2. 全体の制度設計は、2006（平成18）年度予算の概算要求作業が春から始まることから、次の予算関連項目を優先して進められている。

- 国選弁護・民事法律扶助の報酬基準（国選弁護では、日弁連は、労力と成果に見合った算定基準作りを目指す）
- 常勤弁護士及び支部長・副支部長、一般職員の概数とその報酬体系
- 常勤弁護士以外の契約類型（非常勤、登録弁護士、フランチャイズなど）
- 過疎地事務所の候補の選定
- 支部（地方事務所）の設置場所、規模、設置数（支所の設置場所の選定を含む）
- 国選弁護人選任手続のシステム（国選、私選、当番の窓口の統一など）
- アクセスポイント～情報提供業務（ITの活用、人を配置しての振り分け）を、どこで、どのように行なうか

3. 地方準備会での準備作業事項は次の8項目が予定されており、既に各地で2006（平成18）年の支援センター設立に向けて、準備委員長を中心に順次に作業が開

始されている。

- 関係機関の洗い出し及び連携関係の構築～各種情報提供、相談機関のネットワーク化を図り、司法アクセス窓口を充実させる
- 地方協議会の準備と開催～各地の利用者の声を聴いて地域の実情に応じた運営を図る
- 地方事務所の選定～いわゆる支部事務所の具体的選定のための候補物件と賃料相場などの調査
- 司法過疎地域等の事務所の選定作業
- 公的刑事弁護関連業務の実施に伴う関係機関との調整～国選弁護人確保に向けた態勢をどう整備するか、当番、私選弁護人の選任とのスムーズな連携のため名簿の作成、窓口の統一など各弁護士会との協議を要する
- 民事法律扶助業務の引継～引継対象資産等の調査
- 広報
- その他（接見等に要する移動時間の調査がなされている）

今後の課題

1. 今後、制度設計上の重要なものとして下記の課題があり、この中には各単位会で取り組んでゆかなければならない課題も多い。
 - スタッフ弁護士のための養成事務所の確保（現在、42事務所）
 - 支援センターの扶助相談と弁護士会の相談センターとの連携
 - 他士業（特に司法書士・司法書士会）の関与
 - 扶助協会の自主事業（刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助）～日弁連または弁護士会が独自の事業として運営するか、または支援センターに委託するか
 - 業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款の策定など

2. 設立委員の任命、理事長・監事となるべき者の指名、理事の任命、審査委員会委員の任命など人の問題もこれから大切な課題である。

司法支援センター・フォーラム

あなたの司法、使えるセンター

トラブル発生！誰に相談したらいいの？
どこに相談したらいいの？費用はどうするの？
こうした悩みに応える司法支援センターが、
来春発足します。
一緒に考えませんか？

開催日 平成17年 3月17日（木）
午後6時～9時（開場：午後5時30分）
会場 よみうりホール（JR有楽町駅前、読売会館7階）
入場無料

●プログラム

主催者代表あいさつ オープニングメッセージ

梶谷 剛 日本弁護士連合会会長
南野知恵子氏 法務大臣

第1部 司法支援センターで変わる日本社会
（映像による制度紹介と展望）

第2部 パネルディスカッション
「あなたの司法、使えるセンター」

パネリスト

吉田敦也氏 司法書士会
鳥越俊太郎氏 司法書士会
北川正壽氏 司法書士会
日和佐信子氏 司法書士会

佐藤 隆 日本弁護士連合会
佐藤 隆 日本弁護士連合会
佐藤 隆 日本弁護士連合会
佐藤 隆 日本弁護士連合会

司会 佐藤 隆 日本弁護士連合会
司会 佐藤 隆 日本弁護士連合会
司会 佐藤 隆 日本弁護士連合会
司会 佐藤 隆 日本弁護士連合会

連絡先 日本弁護士連合会 業務部業務第2課 電話 03-3580-5068 <http://www.nichibenren.or.jp>

司法支援センター・フォーラム

あなたの司法、使えるセンター

- 日時：3月17日（木）午後6時～9時
- 会場：よみうりホール（JR有楽町駅前、読売会館7階）
- 定員：1,100名
- 入場料：無料
- 申込み締切：3月15日
- 問い合わせ先：日弁連業務2課 TEL.03-3580-5068

3. 最後に、制度を活かすものは予算措置である。

総合法律支援法は、政府が総合法律支援の施策を実施するため必要な「財政上の措置を講じなければならない」（11条）と規定しているが、現在の厳しい財政事情の下で十分な予算措置を確保するためには国民各層の理解と支持を得る必要がある。

日弁連、東京三会などの共催で、3月17日に「司法支援センター・フォーラム」（上記参照）を予定しており、多くの市民・会員の参加をお願いしたい。

（日弁連日本司法支援センター推進本部
事務局長 小林 元治）